

西宮市子育て支援室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2の規定及びこども家庭センターガイドライン（令和6年3月30日付こ成母第142号こども家庭庁成育局長通知、こ支虐第147号こども家庭庁支援局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、全ての妊産婦、子育て世帯（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）、子供（満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う西宮市子育て支援室（以下「子育て支援室」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及びガイドラインで使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 子育て支援室の実施主体は西宮市とし、こども支援局子育て支援部子供家庭支援課にその機能を置く。

(対象者)

第4条 子育て支援室における支援の対象者は、市内に所在する全ての子供及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第5条 子育て支援室の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) ガイドライン第1章 第2節2（1）に規定する地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務（健診等の母子保健事業を除く。）
- (2) ガイドライン第1章 第2節2（2）に規定する支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務
- (3) ガイドライン第1章 第2節2（3）に規定する地域における体制づくり
- (4) 法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会の調整
- (5) その他、子育て支援室で実施することが望ましいと市長が認める業務

(職員)

第6条 子育て支援室には次の職員のほか、前条に定める業務の実施に必要な職員を配置する。なお、各職員はガイドラインに定める要件を満たすものとする。

(1) 室長

母子保健機能及び児童福祉機能の一元的な管理を行うための指揮命令を行う。

(2) 統括支援員

実務面においてリーダーシップを執り、業務マネジメントを担う。

(3) 保健師等

主にガイドライン第2章 第2節に規定する母子保健機能の役割を担う。

(4) 子ども家庭支援員

主にガイドライン第3章 第6節2(2)①(i)に規定する職務を行う。

(5) 心理担当支援員

主にガイドライン第3章 第6節2(2)②(i)に規定する職務を行う。

(6) 虐待対応専門員

主にガイドライン第3章 第6節2(2)③(i)に規定する職務を行う。

(開設日及び開設時間)

第7条 子育て支援室の開設日及び開設時間は、次のとおりとする。ただし、緊急を要する支援が必要な場合は、この限りでない。

(1) 開設日

月曜日から金曜日まで。ただし、次に掲げる日を除く。

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）

(2) 開設時間

午前9時から午後5時まで

(連携)

第8条 子育て支援室の事業の適切な遂行を図るため、関係団体、関係機関等との情報共有を含む緊密な連携を図るものとする。

(個人情報)

第9条 職員は、対象者のプライバシーの尊重に万全を期すものとし、相談等により知り得た個人情報について適正に管理を行わなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、子育て支援室の設置運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日より施行する。